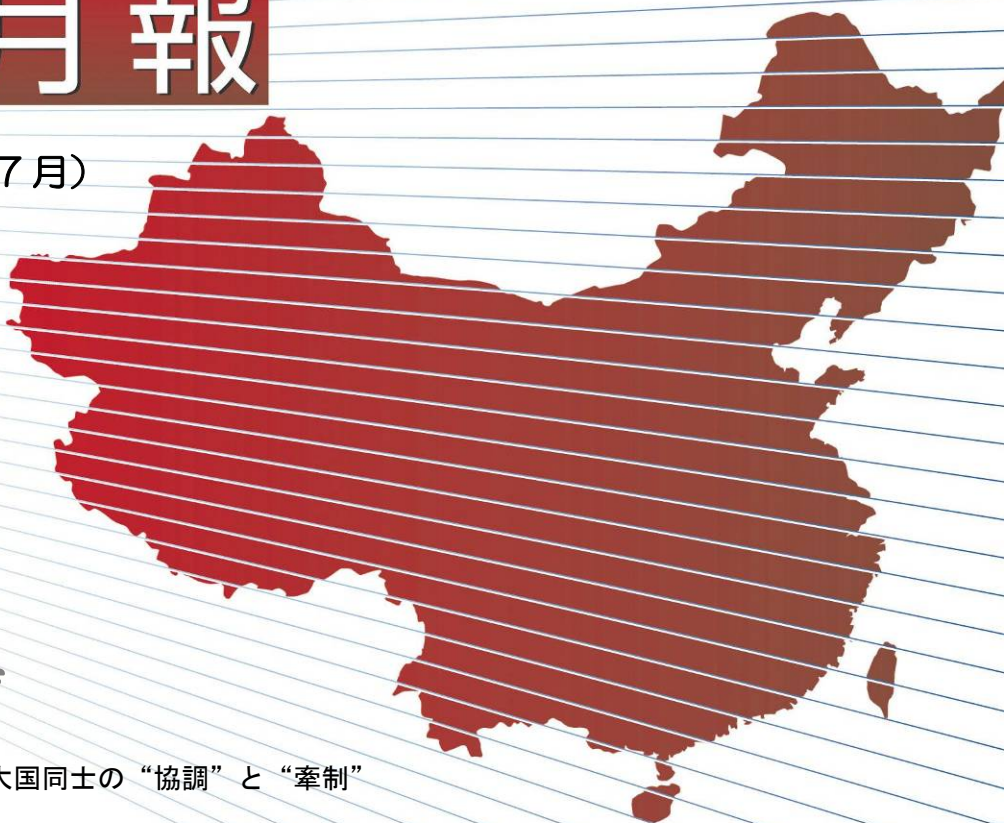


BTMU

中国月報

第30号 (2008年7月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 米中関係の今後 - 大国同士の“協調”と“牽制”

■ 連載

- ◆ 「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」
第10回：「保税區活用編 ④」
／保税區企業の仕入販売・サービス会社としての活用に向けて」

■ 経済

- ◆ 中国の雇用圧力と就業構造の変化

■ 産業

- ◆ 中国で進展する石炭の化学分野における高度利用

■ 人民元レポート

- ◆ 最近の中国債券動向～ABS債券への影響～

■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：『中国ビジネス再構築』～事業絞込みの際のポイント・判断オプション
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状—福利厚生制度と手当②—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■特 集

- ◆ 米中関係の今後 - 大国同士の“協調”と“牽制”
三菱東京UFJ銀行 ワシントン駐在員事務所……………1

■連 載

- ◆ 「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」
第10回：「保税區活用編 ④」
／保税區企業の仕入販売・サービス会社としての活用に向けて」
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室……………5

■経 済

- ◆ 中国の雇用圧力と就業構造の変化
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部……………8

■産 業

- ◆ 中国で進展する石炭の化学分野における高度利用
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在……………13

■人民元レポート

- ◆ 最近の中国債券動向～ABS債券への影響～
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部……………18

■スペシャリストの目

- ◆ 投 資：『中国ビジネス再構築』～事業絞込みの際のポイント・判断オプション
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司……………21
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国……………25
- ◆ 人 事：変革期の中国における人事現場の課題と現状—福利厚生制度と手当②—
P a s o n a G r o u p……………28

■MUFJ中国ビジネス・ネットワーク……………32

エグゼクティブ・サマリー

特 集「米中関係の今後-大国同士の“協調”と“牽制”」は、経済、金融、外交、軍事、人権面から見た米国の対中姿勢に関するワシントンD.C.発のレポートです。米国多国籍企業の中国ビジネスの活動実態、政治の場での米中両国の動き、米国国民の中国観等を具体的に紹介した上で、今後の米中関係について、軍事や人権では米国の対中警戒感は続いても、経済や外交においては複雑さを増しつつも米国の中国に対する関与は一層深まり、両国とも協力することでの夫々の国益追求と、異なる価値観に伴う牽制とを織り交ぜながら、世界政治の舞台で注目を集める存在であり続けるものと見ています。

連 載「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」第10回は、保税區活用編④として華南の保税區企業の仕入販売・サービス会社としての活用スキームについて検討しています。一般に保税區的貿易型企業の仕入販売業務には、三国間貿易、国内企業への輸入販売、国内貨物の輸出販売、保税區内の仕入販売、国内企業との人民元取引があるのに対し、華南の保税區企業の場合、香港現法のサポート業務が中心で商流に絡むことが相対的に少ないという違いがある中、保税區的外貨管理規制の緩和に伴い保税區決済の利便性が増したことで、自動車をはじめとする内需型産業が増えてきたこと等から保税區企業活用の素地が整いつつあるものの、依然として香港決済の利便性に優位性があるとする企業も多く、現状では香港の本土営業を補完しつつコミッション等のサービス対価を香港現法から受取る形態が一般的であるとしています。

経 済「中国の雇用圧力と就業構造の変化」は、これまでの中国の就業状況を概観し、社会の不安定化を回避するよう雇用圧力の緩和を続けるための課題について検討しています。最近の就業状況を見ると、都市部及び第二次、第三次産業が中国全体の雇用拡大を牽引しており、また企業所有形態別では私営企業、自営企業、外資系企業が、業種では卸小売・外食産業が雇用拡大に大きく寄与していると分析した上で、今後の課題について、都市部の私営企業、自営業の発展を資金面等でサポートする仕組み作り、都市部の国有企業等の公有部門の経営体質の改善に加えて、農業の再活性化が重要であると指摘しています。

産 業「中国で進展する石炭の化学分野における高度利用」は、石炭化学の現状と今後の見通しについて纏めています。中国では、石炭産出量が多いという中国固有の事情や世界的に原油価格が高騰するなかで石油の代替原料として石炭の利用ニーズが高まっていることを背景に、石炭の化学品の原料として利用する「石炭化学」が活発化しており、今後もこうした動きの拡大が見込まれることから、「石炭化学」は外資系を含む参入企業にとってビジネスチャンスとなり得るが、無秩序な投資に対する規制強化の動き等もあることから、大規模で技術が先進的且つ環境に配慮した設備を建設できるような投資余力を有する大手企業が市場をリードしていくと見ています。

人民元レポート「最近の中国債券動向～ABS債券への影響」は、昨年来のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機が中国のABS（アセットバック証券）市場に与えた影響について考察しています。金融危機がクローズアップされた昨年8月から今年3月までの金利低下局面で、中国の債券の金利動向への影響は殆ど見られなかったものの、クレジットリスクについては、昨年12月以降、トリプルA格の企業債と国債の利回り差で示されるクレジットリスクのスプレッドが拡大したが、これは海外の影響を必要以上に受けた可能性があるとして指摘し、今後については、インフレ対策から中国の金利上昇傾向が予想されるものの、スプレッドは低下に向かう可能性があるとの見方を示しています。

スペシャリストの目

投 資「中国ビジネス再構築～事業絞込みの際のポイント・判断オプション」は、昨今の中国事業の環境変化への対応としての事業絞込みによる中国ビジネス再構築についてのアドバイスです。将来の利益に対するマイナス要因を正確に把握すること、市場規模は拡大するとの想定の下で相応の投資を行うことを留意点とした上で、事業絞込みの判断オプションとして、①大規模な経営資源投入による事業拡大、②市場に付いていく為の最低限の投資、③現状維持、④撤退を挙げ、追加投資なくして市場を確保するという選択肢はあり得ず、有望市場を見定め、集中的に資源投入を行うべきと指摘しています。

税務会計「中国の会計・税務」は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実用的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は、①新企業所得税法との関係における税効果会計の留意点、②四川大地震に関わる公益性寄付に対する税務処理についてです。

人 事「変革期の中国における人事現場の課題と現状-福利厚生制度と手当②」は、日系企業の中国人従業員に対する「食事手当」、「語学手当」、「住宅手当」の対応の現状と問題について、アンケート調査を基に纏めています。食事手当については国営企業の慣習に倣い昼食代または現物を支給、語学手当については語学力を吸収した職種別給与体系の構築が難しいことから日本語手当の形で給与格差を調整、住宅手当については従業員の定着促進や管理職への特別福利として住宅手当を活用、といった傾向が見られるとしています。



米中関係の今後 – 大国同士の“協調”と“牽制”

三菱東京 UFJ 銀行
ワシントン駐在員事務所長
奥 智之

米中関係はどうなっていくのか？ 注目度の高い米国大統領選挙が展開されている今年、日本でも関心高いテーマである。特にもし民主党のオバマ大統領が実現したら、米中関係はどうなる？

日本人が思いつきやすいのは、日米貿易摩擦や日米構造協議の記憶。民主党多数派議会や民主党大統領は、対米貿易黒字を積み上げた中国に対し、貿易面で強硬姿勢に出るだろうと読む。中国の高い貯蓄率、投資偏重、過大な供給力が膨大な貿易黒字を生んでいる。中国の内需や消費の拡大を目指し、経済構造を改革すべし。その結果、中国の対米貿易黒字は縮小していくだろう、とのロジックのように、かつて日本が米国から要求された構造改革と同様の改革を、中国にも要求するのだろうと想像する。

それは半分当たっていて、米国内に同様の論調は多い。しかし、かつての対日貿易赤字をはるかに上回る対中貿易赤字が生じた米国なのに、TV カメラの前で中国製品を破壊するような事態は生じていない。

本稿では、経済・金融・外交・軍事・人権面からみた最近の米国の対中姿勢を、簡単ではあるが報告してみたい。経済・金融・外交では硬軟混ざりながらも関係は一層深化。軍事・人権では米国の対中国警戒は止まず、との現状である。

かつての米ソ冷戦のように、米中は世界の覇権を争うことになるのか？ 民主主義対共産党独裁、いずれも核兵器や弾道ミサイルを持つ、アフリカなどで援助哲学を巡り鞘当てがある、など、米ソ冷戦との類似性は見当たらずともない。だが米ソ時代のように、他の多くの国も両陣営に分かれた構図の再現はありそうもない。2大陣営ほど単純ではないが、両国は協力することでの夫々の国益追求と、対立または異なる価値観に伴う牽制とを織り交ぜながら、世界政治の「活劇」で目立ち続けることだろう。

【経済】

経済面で中国は「悪者」か？

米国の中国観は複雑である。大衆レベルの中国好感度は低い。米国の世論調査では、イラク、イランやアフガニスタンほどではないが、中国はいつも低位置に来る。こうなる背景には、2007年に中国製のペットフードを原因に発生した多数のペットの死亡事故や、鉛が残留した中国製玩具の問題、さらに中長期では多くの米国の州から製造業の工場が中国に流出し、あるいは中国からの輸入製品との競争に勝てず、賃金低下や失業者を生んだとの認識がある。

連邦議会議員は下院も上院も、選挙区の声に極めて敏感だ。連邦議会で多数提出されてきた「反中国法案」はその現れである。複数の法案の内容は様々だが、中国が政府介入により人民元相場を不当に安く維持してきたのはWTO違反であり、米国は報復関税を課せる、などが骨子である。

これに対して共和党政権（ホワイトハウスや省庁）は議会ほど中国に厳しくはない。是々非々の姿勢だ。財務長官が投資銀行ゴールドマンサックスの元CEOのポールソンに交替後、2006年

12月以降、半年に1回の「米中戦略経済対話 (Strategic Economic Dialogue、略称 SED)」を創設し、開催して来た。米中で交互に開催し、両国の主要経済閣僚がこぞって出席するほか、民間企業トップも多数出席し、時期を合わせて商談をまとめている。

大企業が主導する対中政策

米国の対中国政策をある意味で主導してきたのは米国の大企業だ、と、多くの当地コンサルタントが指摘する。中国の対米輸出が増えたといっても、その担い手は米国多国籍企業あるいは合弁や配下の中国企業が大半と思われる。中国の安い人件費を活用した生産拠点を組み立てた製品を消費市場の米国に運ぶ。米国大企業は世界中の国を見回し、物流コストを乗せても米国内生産よりも安くあがれば、最適と判断される生産地で生産するという、企業としては当然の合理性を追求してきただけと言える。低コスト生産の結果、米企業は利鞘を増し、米国の消費者も安価な商品を楽しむことができた。中国で多数の商品を調達するウォルマートの事業モデルはすぐに思い浮かぶ。

米中経済関係深化のもう一方の主役は、米国の対中輸出拡大の担い手あるいは中国の巨大国内消費市場を狙う企業である。ボーイング、モトローラ、イーストマンコダック、保険のAIGなどだ。

日米研究の専門家のケント・カルダー教授 (ジョンズ・ホプキンス大学ライシャワー東アジア研究所長) が示してくれた米中関係についての興味深い考察によると、米国多国籍企業をメンバーとする「米中ビジネス協議会」が、ワシントン、北京、上海に事務所を持ちながら準政府機関的役割を演じ、米中両国から非公式の政府支援を得つつ、米国企業が中国で直面する規制や問題の解決に動いているという。また米国議会での、中国に不利となるような法案提出や保護貿易主義の動きに対して、こうした多国籍企業の米国内工場が所在する選挙区を通じ、議員や議員スタッフが反対側で、つまり中国に味方する側で動くという。

こうして前述の「反中国法案」は、議会多数の支持を集めるに至らず、議会通過にいたっていないのだ。

米国の対中国貿易赤字は米中経済関係の一側面に過ぎない。米国の中国への輸出も着実に増えている。中国との貿易拡大で痛手を受けた米国選挙区の国民は「反中」を訴えるが、逆にメリットを得た国民も実は多い。そういう人は黙っている。

実態は“Corporate America”が主導している米中経済関係は、年々深まっているのである。

【金融・投資】

米国金融機関のサブプライム損失を埋める増資に応じた投資家には中東勢が目立つが、中国のソブリンウェルスファンド (以下 SWF) も含まれている。2005年に米国石油大手ユノカルの買収を中国海洋石油有限公司が試みた際に、米議会を中心に轟々たる反対が相次ぎ、中国は断念した。この教訓から、たとえば2007年12月に発表された中国のSWF中国投資公司による米投資銀行大手モルガンスタンレーへの出資比率は最大9.9%に抑えられた。

一方、巨大市場の中国でのビジネス拡大のために、米国の銀行・保険・ノンバンクは着々と布石を打っている。バンクオブアメリカが中国建設銀行に30億ドル (最大19.9%) 出資するなど、中国の銀行や証券会社への出資比率は外資1社で20%との上限はあるが、米国や英国の金融機関の出資が相次いだ。

閣僚級が出席する米中戦略経済対話の主題のひとつは、米中金融機関の相互進出である。米国は、中国の金融セクター開放や外資系に許容される業務範囲の拡大を狙う。中国側では、最大手の中国工商銀行と2位の中国建設銀行が米国内の支店開設を申請中だが、米議会に根強い中国警戒論を背景に米国内で進出が遅れている。しかし、中国への進出を加速させたい米民間金融機関

がいずれ関係筋を説得し、相互進出は拡大していくだろう。

世界最大の外貨準備高を持つ中国は、米国国債の大きな買い手のひとりだ。加えて今後は、中国企業や SWF による米国企業への出資や買収案件も増えていこう。だが米国内には中国からの直接投資に警戒感が残る。一方、米国側は、中国への投資に関し、中国の中央や地方政府が市場原理に反する形で規制や介入をすることがないように保証を得たい。両者の懸念を解消していくべく、2008年6月の米中戦略経済対話では、二国間投資協定（BIT）の交渉開始が合意された。今後の具体化がどの程度進むか注目される。

【外交】

北朝鮮非核化をめぐる六ヶ国協議の進展に、北朝鮮と親密な中国が果たす役割は大きい。米国は北朝鮮非核化という戦略目標達成のために中国の協力を必要とした。米国との関係を良くしたい中国は、“盟友”北朝鮮の側に立つよりは、米国に“貸し”を作り得る戦略を採った、というのが六ヶ国協議の構図の一側面なのだろう。

イランやスーダンへの米国の対応においても、大量の石油の買い手で両国にとっては「お客様」である中国の姿勢が影響を及ぼす。アフリカへの開発支援や経済援助政策においても鞘当てがある。欧米は、アフリカ各国への援助の見返りに、民主主義の進展、人権尊重、市場経済の導入、貿易自由化などを条件付ける。ところが中国は急増するエネルギー需要をまかなうための資源輸入を最優先し、対象国への“内政不干涉”方針でアフリカ各国への援助を行う。したがって独裁政権国家にとっては誠に都合の良い援助国となる。

このように、米国が進める外交政策の“障害物”に中国がなり得る一方、中国の協力や譲歩により米国の外交が進展する場合もある。大国同士の協調と牽制の外交合戦がすでに米中間で始まっている。

【軍事】

軍事や安全保障面での米国の中国への警戒感は極めて大きい。中国の国防費は1989年度から20年連続で2ケタ上昇を続けている。公表国防費の他に、主要国ならば国防費に計上する費用を、国家予算の他の費目に移し、隠しているとの推測も多く、これを含めると2008年度は米国に次ぐ世界2位の国防費規模になるという。

今年3月に日本でも報道されたが、2007年に中国の軍高官が米国の現太平洋軍司令官のキーンティグ提督に、中国の空母が完成したら太平洋のハワイから東を米国、西を中国が管理してはどうかと語ったことが、米議会の公聴会で明らかになった。米国では国防総省筋が中国の軍事力拡大に最も警戒的である。特に原子力潜水艦や空母など海軍力の増強が目ざましく、中国の防衛に必要な軍事力を上回るとの指摘が多い。

米国防総省や防衛関連企業への「サイバー攻撃」が、中国から行われているとの調査もある。偽名の e-mail を開けると、被害者のパソコンを攻撃者が遠隔操作できるようになってしまい、知らぬ間に機密情報が流出してしまうなどのタイプだ。発信源をたどると他国を経由しながら中国にたどり着くという。国防の世界は、ハードとしての武器や兵力だけでなく、ソフトやシステムの勝負になって久しいが、米国防界はサイバー攻撃への防御にますます多額の資金を費やすようになっていく。

「部品」の世界も同様に重要だ。米国は、軍事転用可能な民生品に至るまで、中国向けのハイテク製品の輸出管理に気を使っている。一旦日本に輸出され、中国に再輸出する場合も、日本企業は米国の規則の遵守を迫られる。万一漏れると米国議会などから大変なバッシングを受けかねない。このように軍事面での中国警戒感は続きそうである。

【人権】

米国で対中国観の世論調査をすると、中国を「嫌い」が「好き」を上回るが、日本ほどの差はないという。2007年に発生した中国製ペットフードで多数の米国のペットが死亡した事件や、有毒な鉛を含む中国製玩具のリコール問題、そして今年春のチベット騒動などが起こると、一般の米国人の中国観は悪化する。だが一般人よりも、宗教団体やNGOが主導する形で中国での人権“軽視”を訴える声は米国に根強く、メディアが取り上げれば常に大きく火を噴く可能性がある。

人権、自由、差別撤廃、民主主義などの価値観の世界への普及に取り組む米国の団体は数多い。経済原理とは異質の原理で動く勢力が外交に及ぼす影響は侮れない。人権の視点からみて、中国はまだ決して評判の良い段階にはない。

【今後の米中関係】

ワシントンDCに数多いシンクタンクでは、中国についての研究プログラムが増えている。これには中国系の人物や企業が多額の寄付をしているという。必ずしも中国に好意的な研究結果にならなくても、米国の政策中枢地で「中国」が議論されることは、中国についての理解が広まることになる。

日本企業は米国との経済面での付き合いをニューヨークから始めたが、中国は政治の中枢ワシントンから始めた。中国は、中国への反発も現れる連邦議会对策を重視し、議会議員の地盤の米国内各州を、中国の首脳や経済界が時間をかけて訪ねるといふ。米中が経済面で短期間に関係を深めてきた背景には、貿易や投資の実活動のみならず、このようなソフト・広報面での中国の目先の利いた対応が、ある意味では、実力以上に中国への注目を集めたことがある。

アフリカの開発援助での米中の鞘当てにつき述べたが、こうした哲学の差はあっても、中国が資源確保になりふり構わずであったとしても、中国の援助によりアフリカの貧困削減が進むならば、米国政権は本音では歓迎なのだと言コンサルタントは指摘する。アフリカの経済的浮上は、貧困削減によりテロリストの孵化を抑えるとともに、経済成長は米国企業にとってもビジネス機会を生むからである。

軍事や人権での「反中」は続いても、経済や外交において、複雑さを増しながらも、米国は中国への関与をますます深めていくだろう。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

住所：The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
1909 K street, NW, Suite 350
Washington, DC 20006-1161
USA

E-mail：toku@us.mufg.jp
TEL：+1-202-463-0477



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第10回：「保税区活用編 ④」

／保税区企業の仕入販売・サービス会社としての活用に向けて」

三菱東京UFJ銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。第7回から実際に華南で活用できる個別のビジネススキームを取り上げてきましたが、今回は「華南の保税区企業の仕入販売・サービス会社としての活用スキーム」について考えます。

1. 保税区企業の仕入販売・サービス業務について

保税区企業は、保税区内に登記された企業のことを指し、大きく「貿易型企业」「倉庫・物流型企业」「生産加工型企业」の3つの形態に分類できることは、周知の通りです。このうち、今回は「貿易型企业」としてモノの仕入販売・サービス業務を手掛ける保税区企業を活用するスキームを考えてみたいと思います。

一般的にグローバルベースで保税区の概念を考えた場合、保税区企業によるモノの仕入販売業務は、①海外企業間との三国間貿易、②海外企業から調達した貨物を中国内企業に外貨で輸入販売、③中国内企業から調達した貨物を海外企業に外貨で輸出販売、④保税区内における貨物仕入販売、といったパターンの取引が主流になっています。こうしたなか、中国の保税区企業は、①～④の取引に加え、中国内企業との間の取引通貨を人民元とすること（すなわち中国内企業と同様の取引）も、交易市場や輸出入（貿易）会社といった仲介業者を通じて、事実上容認されていた点が特筆すべき点だったと思います。2005年7月に公表された「保税区と保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知」（商資字【2005】76号）により、保税区企業は、経営範囲の拡大を通じて「対外貿易権」と「国内販売権」の取得を認められたため、正式にこうした人民元取引も法律上追認される形となったわけです。さらに、上海市を皮切りに「外商投資商業領域管理弁法」（8号令）に基づき、経営範囲を拡大した保税区企業による分公司展開も出来るようになってきました。ただし、分公司の仕入販売業務については、「対外貿易権」を取得できないため、輸出入（貿易業務）に直接従事できないという制約があります。従って、分公司の主要な業務は、中国内企業間の人民元での仕入販売の形になります。

一方、サービス業務については、通常の保税区企業の経営範囲では、保税区内でのサービスの提供しかできないため、上記に基づき経営範囲を拡大のうえ、各種サービス業務を追加することにより、保税区外の一般地域でのサービス業務の提供も行うことが出来るようになります。保税区企業による一般地域の企業へのサービス業務の提供は、2007年8月に発布された「保税監督管理区域管理弁法」（匯發【2007】52号）の第5条にも言及されたように、引き続き人民元での対価受け取りが必要とされている点には、注意が必要です。また、分公司のサービス業務は、総公

司の経営範囲を超えない限り、法令上は制約がありませんので、中国内企業および海外企業向けのサービスを提供し、サービス取引の対価として人民元もしくは外貨を受け取ることができることになっています。

2. 華南地区の保税区企業の販売・サービス会社の特徴

以上を踏まえつつ、華南地区の保税区企業による販売・サービス会社についての特徴を考えてみたいと思います。華南地区の保税区も、商務部主管部門に申請する際の経営範囲における表示の違いこそあれ、保税区企業が提供できる販売・サービス業務に大きな違いはありません。ただし、華南の保税区企業では、華南以外の地区の保税区と比べ、以下の点で違いがみられます。

まず、保税区企業は、既存の香港現法のサポート業務を中心に手掛けているため、上海外高橋の保税区企業等とは異なり、直接商流に絡んでいるケースが相対的に少ないとみられる点です。これは、華南の輸出加工型産業が行う保税取引の典型的な形態である来料加工廠、転廠取引が多いことに起因するものと思われます。来料加工廠の場合、言うまでもなく、加工廠で決済機能を持つことが出来ないため、香港現法を通して外貨決済が行われるケースが大半を占めています。さらに、これが転廠取引もしくは香港一日游といった物流を通じ、サプライチェーンで繋がっていますので、香港現法が販売会社として介在する場合にも、外貨管理の自由な香港で決済を行う利便性が高いためと考えて良いでしょう。

また、日系香港現法であれば、日本のタックスヘイブン対策税制による非関連者基準の適用を回避する目的で、香港から中国現法という商流を採用しないという理由があるかもしれません。加えて、福田保税区は、前回（第29号）の第9回で述べた「香港現法による非居住者貨物の補完スキーム」の活用も検討できるため、保税区企業を設立しても、商流を通さずに仕掛品や在庫削減に向けた JIT（Just in Time）での多頻度小口納品を実現できるといった理由も考えられます。

もっとも、一昨年来、ご承知の通り、保税区の外貨管理規制の緩和が進みつつあり、保税区企業の決済に関する利便性が増したことに加え、前々回の第8回（第28号）で述べた「保税区企業による転廠取引スキームへの介在」も検討できるとみられるため、保税区企業への取引シフトを検討する素地は次第に整いつつあると考えることもできます。他方、華南の自動車産業のような内需型産業として最終製品の中国内販売を背景とした人民元対価受け取りニーズが高まってきた場合には、保税取引と非保税取引をひとつの拠点で実現可能な保税区企業の活用が脚光を浴びる可能性もあると考えられます。

しかしながら、依然として、本土シフトによる人件費やオフィスコストの低減以上に、香港での決済の利便性に優位性があるとする企業も多く存在しており、営業人員の本土シフトでオフィススペースを縮小する動きはあっても、決済機能は香港に残したままというパターンが多いのが実情です。従って、現状では華南の保税区企業の場合、香港の本土営業を補完する役割を担いつつ、コミッション等のサービス対価を香港現法から受け取るという形態が一般的と言えるかもしれません。

また、保税区企業が貨物を販売した場合の増値税発票の発行についても違いがありそうです。中国の保税区企業のなかには、保税区内の交易市場で増値税の発票を行う必要があるのに対し、

深圳市の福田保税区や広州市の広州保税区では、保税区外のオフィスの分公司等に増値税発票プリンターを持ち出すことができるため、機動的に発票実務を行うことができます。

今回は、保税区活用編⑤として、華南の保税区企業による仕入販売・サービス会社としての実際の活用パターンを考えてみたいと思います。

以上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2008年5月30日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



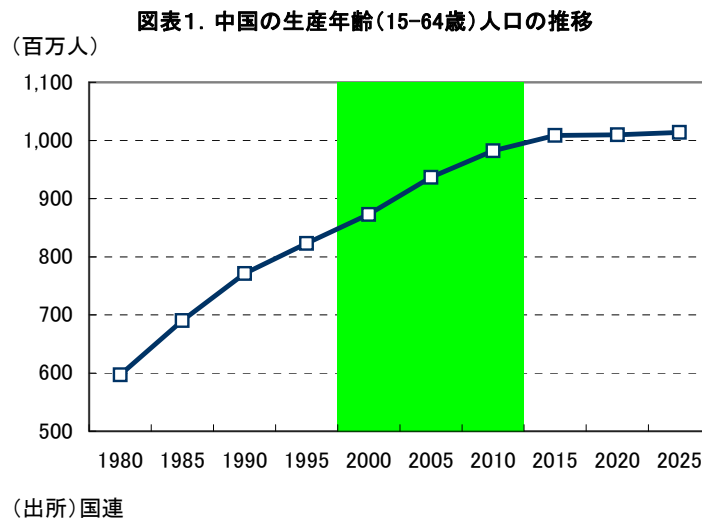
中国の雇用圧力と就業構造の変化

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 中国経済にかかる大きな雇用圧力

米国景気の減速に加え、年初来、大雪、大地震、豪雨と相次ぐ自然災害を前に中国経済の先行きに対する懸念が強まっている。しかし、その一方で中国では雇用圧力¹が強いいため、大幅な成長鈍化は許されないという見方も根強い。

実際、国連の人口予測によれば、中国の生産年齢人口（15～64歳）は2000年の8億7300万人から2010年には9億8200万人に増加すると推計されている（図表1）。つまり2000年から2010年の10年間に1億1000万人、毎年平均1100万人生産年齢人口が増加する計算となる。したがって失業を増やさないためにはこの間、毎年1100万人分の雇用機会を創出しなければならないわけだ。そこで本稿ではこれまでの中国の就業状況を概観し、失業の増大によって社会が不安定化しないよう雇用圧力を緩和し続けていくための課題について考えてみた。



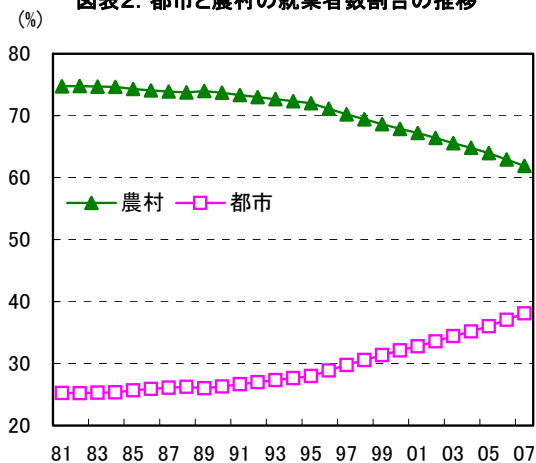
2. 中国の就業状況

2007年末時点の中国全体の就業者数は約7億7000万人。このうちの約6割、4億7600万人が農村部で、残りの約4割、2億9400万人が都市部で雇用機会を得ている。改革開放直後には就業人口の約8割を農村が占め、都市部は約2割に過ぎなかったことから考えると都市部で雇用が大きく拡大していることがわかる（次頁図表2）。

実際、都市・農村別に就業者数の増減を見てみると、2001年以降、都市部で大幅に雇用が拡大する一方、農村部で雇用の大幅減少が続いていることがわかる（次頁図表3）。

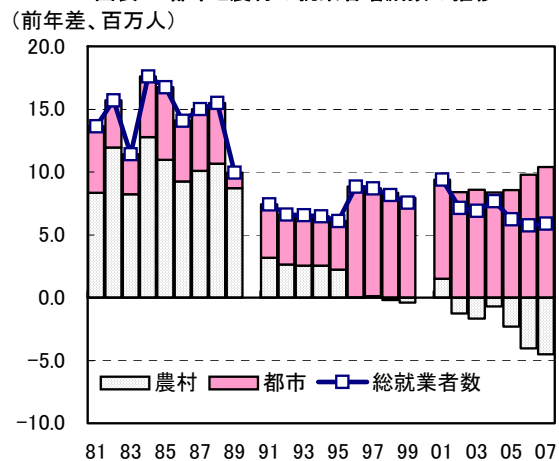
¹失業の増大は社会の不安定化を招く。これを回避するために政策担当者には毎年かなりの規模の新規雇用機会を創出し続けなければならないという圧力がかかる。本稿ではこうした圧力を雇用圧力と呼んでいる。

図表2. 都市と農村の就業者数割合の推移



(出所)CEIC

図表3. 都市と農村の就業者増減数の推移

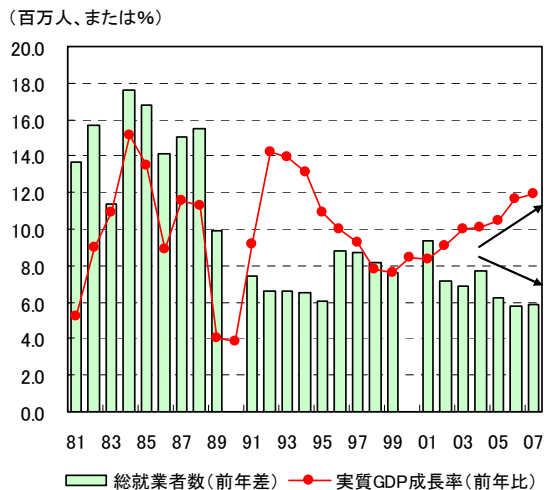


(注) 就業者数のデータは国勢調査が行われた1990年、2000年前後でデータの連続性がないため、当該年のデータは割愛した。以下同じ。

(出所)CEIC

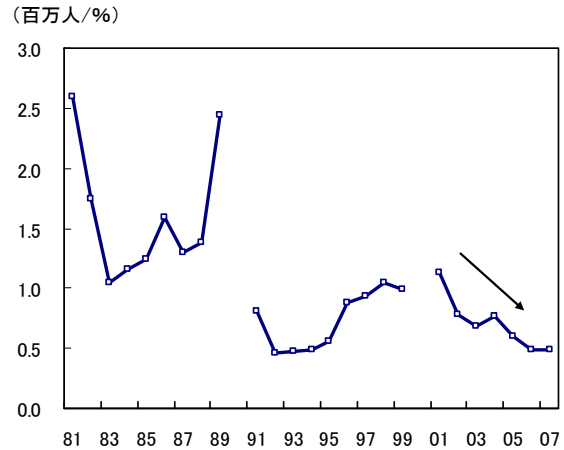
その結果、この間、高成長が続いたにもかかわらず、中国全体の就業者数の増加テンポは漸減傾向が見られ(図表4)、実質GDP成長率1%当りの就業者数の増減という形で表した雇用弾性値を見ると緩やかな低下傾向が見られる(図表5)。

図表4. 実質GDP成長率と就業者増加数の推移



(出所)CEIC

図表5. 雇用弾性値の推移

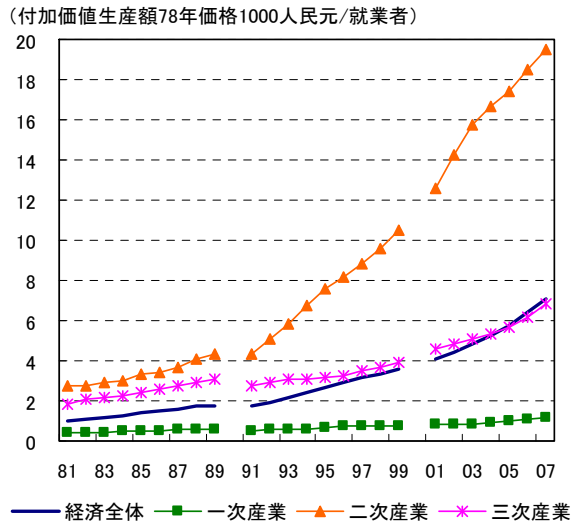


(注) 雇用弾性値 = 就業者数前年差 ÷ 実質GDP成長率

(出所)CEIC

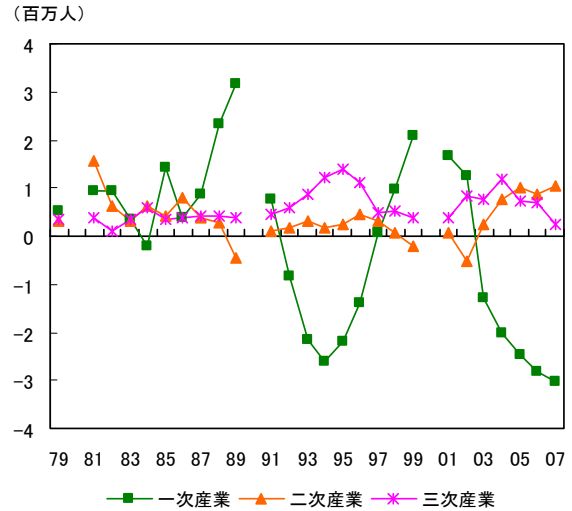
これは裏返せば、中国経済の平均労働生産性が上昇していることを意味している。実際、産業別の労働生産性、および雇用弾性値を見ると、生産性の上昇がほとんど見られない第一次産業で雇用が減少し、雇用弾性値がマイナスとなっている。一方、労働生産性の改善が進む第二次、第三次産業で雇用の拡大が続き、結果として中国全体の平均労働生産性が上昇していることが分かる(次頁図表6, 7)。

図表6. 産業別労働生産性水準の推移



(出所)CEIC

図表7. 産業別雇用弾性値の推移



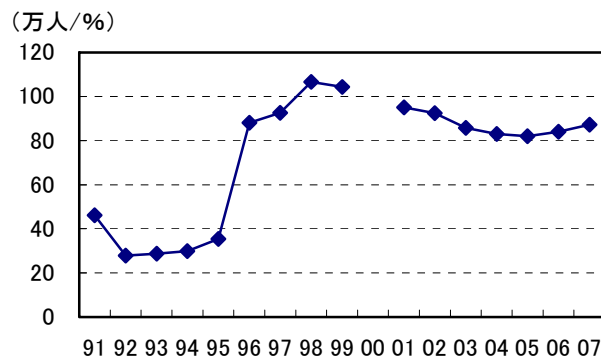
(注)産業別雇用弾性値
= 就業者数前年差 ÷ 当該産業の実質GDPベースの成長率。

(出所)CEIC

3. 都市部の就業状況

次にこれまでの雇用増加の原動力がどこにあるのかを見るために、雇用の増加が続く都市部の就業構造について見てみた。まず図表5と同じ方法で都市部の雇用弾性値²の推移を見ると98年をピークにやや低下した後、2000年以降は成長率1%で85万人増前後という水準でほぼ横ばいに推移していることがわかる(図表8)。

図表8. 都市部の雇用弾性値の推移



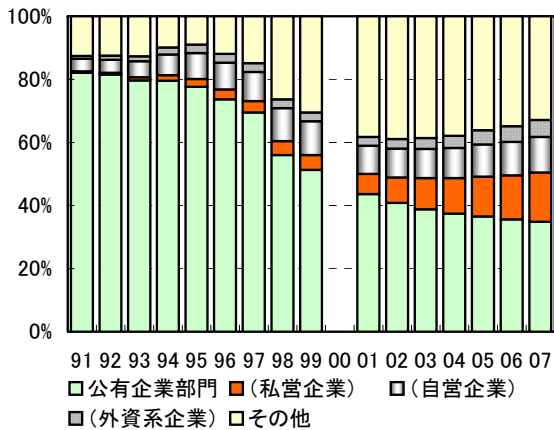
(注)都市部雇用弾性値
= 都市部就業者数前年差 ÷ 実質GDP成長率
(出所)CEIC 他

次に企業の所有形態別の就業構造を見ると、国有企業あるいは集団所有企業といった公有部門のウェイトが大幅に低下し、これに代わって私営企業や自営業のシェアが着実に拡大している。ちなみに都市の雇用に占める外資系企業(台湾、香港、マカオ資本とそれ以外の外資の合計)の割合は2007年時点でも5.4%にとどまっている(次頁図表9)。

²都市部のGDPデータがないため全国ベースのGDPデータで代用。

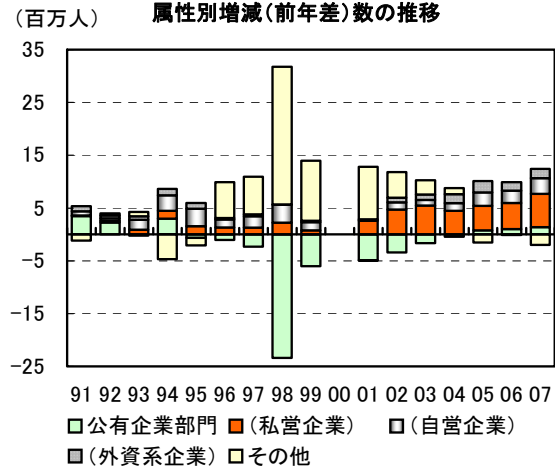
また企業所有形態別に都市就業者増減に対する寄与を見てみると、最近では都市就業者数増加のほとんどが私営企業、自営企業、外資系企業の非公有部門によってもたらされていることがわかる(図表10)。

図表9. 都市就業者属性別割合の推移



(注) ()内は非公有企業部門。その他は企業以外、行政機関等に属すると考えられる就業者。
(出所)中国統計年鑑 他

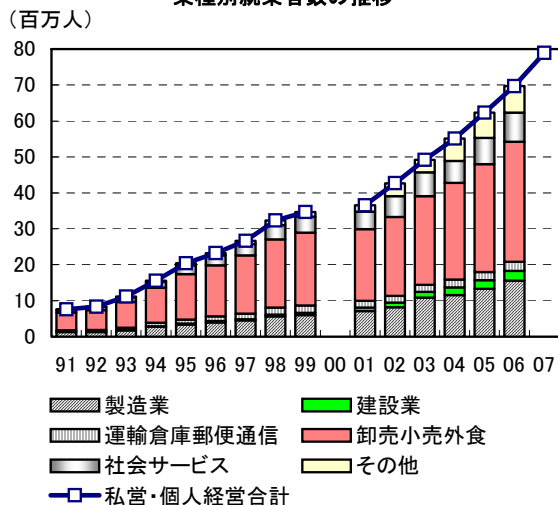
図表10. 都市就業者数の属性別増減(前年差)数の推移



(注) ()内は非公有企業部門。その他は企業以外、行政機関等に属すると考えられる就業者。
(出所)中国統計年鑑 他

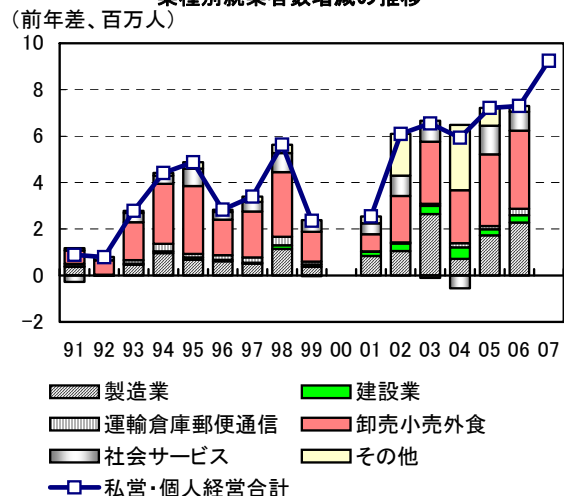
さらに雇用拡大が著しい私営企業と自営業についてどんな業種で雇用が拡大しているのかを見てみた。私営企業・自営業による既存の雇用の約半分が卸小売・外食産業で占められており、また限界的な雇用拡大の同じく約半分が卸小売・外食産業でもたらされている(図表10、11)。これらの企業は高成長に伴う所得水準の向上を背景とした消費需要の拡大を受けて、業容を拡大したり、数を増やしたりしているようだ。一方で私営もしくは自営の製造業でも着実に雇用が拡大している点が注目される。これは国内の資本あるいは技術蓄積を反映した動きと見られる。

図表11. 都市私営及び自営企業の業種別就業者数の推移



(注)2007年の業種別内訳のデータは未入手。
(出所)中国統計年鑑 他

図表12. 都市私営及び自営企業の業種別就業者数増減の推移



(注)2007年の業種別内訳のデータは未入手。
(出所)中国統計年鑑 他

4. 今後の課題

雇用の拡大が続くためには基本的には経済が成長し続けることが大前提である。そうした中で雇用拡大の中核を担う都市部で成長率 1%当り 85 万人増前後とみられる足元の雇用弾性値水準を維持するには、まずその原動力となっている私営企業・自営業の発展をサポートすることが重要となろう。昨年来、景気過熱回避のための引締め政策の影響で企業の資金調達環境が厳しくなっている。例えば、有望な私営企業や自営業者に対しては、円滑な資金調達をサポートする仕組みが必要かもしれない。また市場へのアクセスなどが公有部門に比べて不利にならないような仕組みも重要だろう³。

一方、都市部の公有部門については、建設的な雇用拡大が行えるように経営体質の改善を継続していくことが必要と考える。産業再編により国際競争力のある大型企業を設立することは産業戦略に基づく公有部門立て直しの一つの選択肢といえよう。しかし、単に寡占化をもたらすだけでは、市場機能の低下を招き、雇用圧力の緩和には必ずしもつながらない可能性がある。

他方、依然として約 5 億の就業人口を抱える農村については、昨今の一次産品価格の高騰を好機とし、農業を再活性化させていくことが重要だろう。順調に発展する都市に加えて、農村を再活性化できるかどうかは雇用圧力への対応のみならず、中国経済の安定的な発展の鍵と考える。

³ 2008年6月20日付けの Asian Wall Street Journal 紙は四川大地震の被災地でいくつものビジネスが芽吹いていることを「いかに中国人の間に資本家的発想が深く根付いているか」と驚嘆をもって伝えている (“Businesses sprout amid Sichuan’s rubble”)。記事の中ではありあわせの設備で美容室を営む人やレストランを開いた人の話が紹介されている。こうした事例は今後、たとえどんなに環境が厳しくなってもその活動が規制されない限り私営企業や自営業は発展し続け、就業機会を提供することになるだろうことを予想させるものである。

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



中国で進展する石炭の化学分野における高度利用

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
シニアアナリスト 王浩

最近、中国で石炭の化学分野における高度利用の動きが活発化している。石炭を発電や製鉄等の燃料としてではなく、メタノールやジメチルエーテル等の化学品の原料として利用しようとする新しい動きで、石炭産出量が多いという中国固有の事情に加え、世界的に原油価格の高騰が進むなか、石油の代替原料としての石炭の利用ニーズが高まったことが背景にある。今後も中国ではこうした動きが一段と広がりそうで、参入企業にとっては大きなビジネスチャンスとなり得る。そこで本稿では、これら“石炭化学”の現状と今後の見通しについて簡潔にまとめた。

1. 現状

中国で石炭の化学分野における高度利用の動きが活発化している。

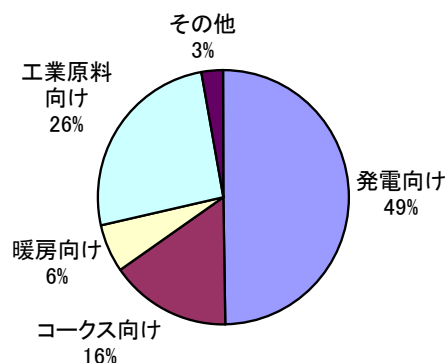
従来、石炭は発電や製鉄等の燃料としての利用が中心で（図表1）、化学分野ではカーバイド法を用いた塩化ビニルの生産などにとどまっていた^(注)。ところが最近では、他国では石油や天然ガスから生産されることが多いメタノールや酢酸、アンモニア、ジメチルエーテル等の化学品を石炭から生産するための設備を新設する動きが相次いでおり（図表2）、いわゆる“石炭化学”が俄かに脚光を浴びている。

(注)中国では、塩化ビニルの7割が石炭から生産されている。

特に足元で新設の動きが目立つのは石炭由来のメタノールの生産設備である。参入各社の設備新設が活発化した結果、中国におけるメタノールの生産量は2005年には540万トンに過ぎなかったが、2007年の生産能力は1,300万トンに達したという。

また、メタノールの増産に伴って高純度テレフタル酸（PTA）の生産等で利用される酢酸の生産が拡大しているほか、肥料の生産で利用されるアンモニアや自動車燃料への添加が進みつつあるジメチルエーテルなど、それ以外の化学品の分野でも石油や天然ガスから石炭への原料転換が進められている模様である。

図表1：中国における石炭の用途



(資料)中国国家统计局「中国統計年鑑」

図表2：中国の石炭化学における最近の主な参入企業の動き

<実用化済み>

生産品	企業名	場所	設備投資の内容
メタノール	神華集団	内モンゴル自治区	年産能力25万トンのメタノール工場を竣工。
	新奥集団	内モンゴル自治区	年産能力60万トンのメタノール工場の建設を開始。
	久泰集団	内モンゴル自治区	ジメチルエーテル(DME)15万トンの工場に続き、2010年完成を目標に年産能力100万トンのメタノール工場の建設に着手。
	中煤能源集団	内モンゴル自治区	2010年までにメタノール年700万トン、DME年300万トン、オレフィン年60万トンの生産能力確立を目指す。
	大同煤鋳集団	山西省	年産能力60万トンのメタノール工場の建設に着手。
	江蘇索普集団	江蘇省	年産能力120万トンのメタノール生産設備の建設を開始。メタノール、一酸化炭素から酢酸への一貫体制を構築する。
	河北峰峰集団	河北省	2008年5月に50億元を投じて新工場の建設に着手。年産能力はコークス200万トン、メタノール70万トン、コールタール30万トン、ベンゼン10万トン。
	河南龍宇煤化工	河南省	2008年5月に年産50万トンのメタノール生産ラインが稼動。乾燥粉炭による石炭ガス化技術が応用されたのは世界で初めて。
	華亭中煦石炭化学工業	甘肅省	年産能力60万トンのメタノール工場を新設。投資総額は28億9,900万円で、2008年6月稼動の見通し。
アンモニア	中国国電集団	内モンゴル自治区	2007年12月に石炭化学プロジェクトを立ち上げ、21億元を投資し、2010年までに石炭由来のアンモニアを原料とする肥料を年82万トン生産する計画。
	雲南雲維集団	雲南省	石炭を原料とした年産50万トンの合成アンモニア工場と同200万トンのコークス工場が竣工。合成アンモニア工場は2005年に着工、投資額は33億元。
DME (ジメチルエーテル)	久泰能源(張家港)	江蘇省	年産100万トンのDME生産設備を建設中。第1期の30万トンは2007年末に稼動済みで、第2期の70万トンは2008年に稼動する計画。同時に内モンゴル自治区でも年産能力100万トンの設備を立ち上げる計画。
	新能(張家港)能源	江蘇省	年産100万トンのDME工場が竣工。
	競德能源化学工業	貴州省	メタノール年産100万トン、DME25万トンの生産設備の建設に着手。投資額は62億元で、米GEから最先端の設備を導入する。

<研究開発中>

プロピレン	安徽淮化集団 中国化学工程集団 清華大学	安徽省	石炭由来のメタノールからプロピレンを生産するMTP技術の開発を開始。まずはメタノール3万トンを原料に年間1万トンのプロピレンを生産し、商業生産への応用を目指す。
	中国大唐集団	陝西省	石炭化学の工場を含め、陝西省に160億元を投じる。石炭化学工場では、石炭をまずメタノールへ転換し、それを原料にプロピレンを製造する計画。
エチレン	神華集団	内モンゴル自治区	年産180万トンのメタノール生産設備を軸に、オレフィン転換(MTO)を通じてエチレン、プロピレン各30万トンを生産する設備の建設を開始。総投資額は120億元以上に達する見通し。

(資料)各種報道にもとづき当部作成

2. 背景

こうした背景には以下の事情がある。

(1) 中国の石炭資源の豊富さ

まず、そもそもの要因として、中国が豊富な石炭資源を有し、石炭の有効活用を図るインセンティブが働きやすい環境にあったことが挙げられよう。

中国は世界有数の石炭資源保有国である。中国の石炭資源埋蔵量は、世界全体の約2割に当たる1兆トンに達すると推測されている。過去の石炭生産量の推移をみても、非効率かつ安全性対策が不十分な小規模炭鉱を閉鎖している影響で前年比伸び率こそ鈍化しているが、実数としての石炭生産量は着実に増加を続けており、2007年の生産量は25億3,600万トンに達した模様である(図表3)。中国の石炭資源埋蔵量のうち、現在、実際に採掘を行っている炭鉱における石炭埋蔵量は中国全体の埋蔵量の約2割に過ぎないと言われるが、それでも現状程度の年間生産量であれば80年以上生産を持続することが可能な水準で、今後新規に炭鉱が開発される可能性を考慮すれば、中国における石炭の増産余地は極めて大きい。しかも、中国は、このように石炭を自国で賄うことができるため、石炭を輸入に依存する国に比べて輸送費用等をかけずに石炭を利用できる優位性もある。

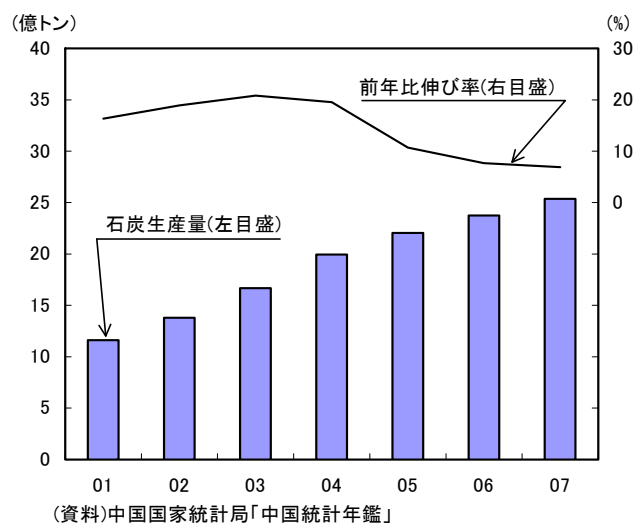
その一方で、中国は石油と天然ガスについては国内需要を国内生産だけでは賄えず、石油の場合で5割以上を輸入に依存している。こうしたなか、中国政府も、輸入原油への依存度低下を通じてエネルギー安全保障を強化する方法として、自国で豊富な資源を持つ石炭の有効活用を促す方針を示している。具体的に、中国ではエネルギー源の76%を石炭が占めているが(図表4)、さらに、石炭を付加価値の高い分野で応用展開することを奨励する一方、天然ガスを原料としたメタノール設備の新增設を原則禁止するなどの施策を打ち出した。

こうした石炭化学の拡大は、沿海部に比べて経済発展が遅れている内陸部の振興にとりわけ大きく寄与するものと期待されている。中国の石炭産地は内陸部、特に西北部に偏っており、2007年の省・市・自治区単位での石炭生産量をみると、トップは山西省(生産量6億3,000万トン、シェア24.9%)、次いで内モンゴル自治区(同3億5,000万トン、13.8%)、河南省(同1億9,000万トン、7.4%)の順となっている。一般に石炭化学では、石炭の価値を従来用途の少なくとも6~7倍に高めることができるとされており、石炭資源を持つ省・市・自治区では、地元の石炭関連企業による石炭化学への投資が活発化している。

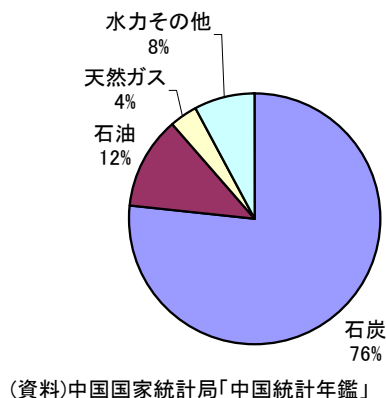
(2) 世界的な原油価格の高騰

加えて、こうした要因以上に直接的に石炭化学への投資拡大を促したのは、昨今の世界的な原油価格の高騰である。

図表3：中国の石炭生産量



図表4：中国のエネルギー源



かつては、石炭を原料にメタノール等の化学品を生産すると、石油や天然ガスを原料に生産する場合に比べて生産コストが嵩むとの見方が一般的であった。生産設備の建設コストが技術開発の進んだ石油精製設備に比べて数倍に達すると言われるほか、化学品の生産時に排出される二酸化炭素の量が多く、環境対応コストも膨らむためである。

ところが、周知の通り、中国やインドをはじめとする新興国の石油需要の拡大や地政学的リスクの高まりなどを背景に原油価格が急上昇を続けたことから、こうした状況に変化が生じた。

国際的な原油価格の指標である WTI をみると、2004 年までは 40 米ドル/バレル以下で推移していたものが一時的な調整を伴いつつも上昇を続け、足元では 140 米ドル/バレルと 2004 年以前の 3.5 倍以上に達している（図表 5）。この間、石炭価格も、発電量や粗鋼生産量の増加等に伴う需給の引き締まりを主因に上昇傾向を辿ったが（図表 6）、足元の急騰を加味しても 2004 年以前の 3 倍以下と原油価格の上昇振りに比べて相対的に軽微にとどまった。このため、石炭化学への参入企業は設備建設コストや環境対応コストの高さを割り引いても採算確保が可能となり、石炭を石油の代替原料として利用しようとする動きが活発化したのである^(注)。

(注)精緻に検証することは困難であるが、2008 年初めの石炭価格を前提に、原油価格が 50 米ドル/バレル以上であれば、石炭化学で採算を確保することは可能との見方もみられる。

3. 今後の見通し

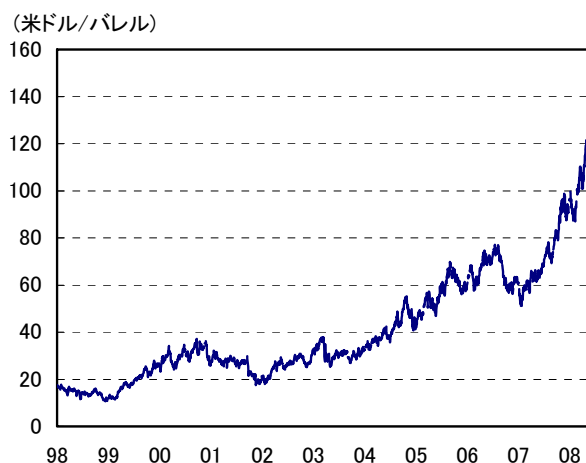
(1) 本格的な拡大期を迎える石炭化学

この先、中国の石炭化学は本格的な拡大期を迎えることになるだろう。

現在の 140 米ドル/バレルという原油価格の水準には、実需の拡大のみならず運用目的の投資資金の流入も少なからず影響を与えているとみられ、各国の景気や金利の動向次第で原油価格がある程度振れる可能性はあるものの、今後も中国、インドをはじめとして世界的な石油需要の拡大が見込まれること、その反面で OPEC 等の増産余地が限られることなどを勘案すれば、原油価格が石炭化学の採算をみるうえでの一つの目安となる 50 米ドル/バレルを下回るような事態になる可能性は低いと考えられる。このため、中国では石炭を石油の代替原料として利用しようとする動きが引き続き広がっていくことが予想される。

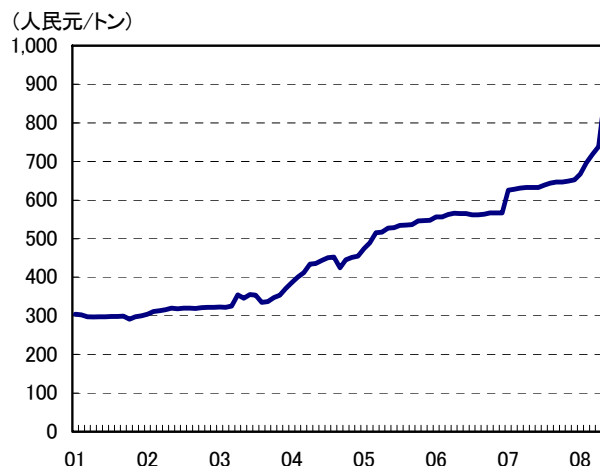
この間、中国における石炭の供給は、従来に比べて増産ペースが鈍り、微増程度にとどまる可能性が高い。大型炭鉱を中心に 2 億 5,000 万トンの生産設備の増強が見込まれるものの、炭鉱事

図表 5：原油価格（WTI）



(資料) CEIC Data.co.ltd.より当部作成

図表 6：中国での石炭価格



(資料) CEIC Data.co.ltd.より当部作成

故が相次いでいることもあって、中国政府が非効率かつ安全性対策が不十分な小規模炭鉱の閉鎖を継続するとみられ、その影響が避けられそうにないためである^(注)。もっとも、このことは石炭関連企業にとって、かえって石炭をより付加価値の高い分野、すなわち石炭化学で活用しようとのインセンティブを高める要因となろう。

(注)中国では小規模とされる炭鉱が依然1万3,000ヵ所以上存在し、炭鉱事故による死亡者(2007年:3,786人)の3分の2をこれら小規模炭鉱の労働者が占めているとされる。

実際、報道によれば、石炭由来のメタノールの生産能力は、現在浮上している計画だけで2010年には6,000万トンに達するとの見方もある。加えて、まだ実用化には至っていないが、石炭由来のメタノールからのオレフィン転換(MTO)を通じてエチレンやプロピレンを生産する技術も研究途上にある。実現には技術的なハードルを乗り越える必要があるが、成功すれば、当面生産規模が限られるとはいえ、石油や天然ガスを原料とする場合に比べて低コストでエチレン、プロピレンが生産できるようになる可能性があり、既存の石油化学メーカーにも一定のインパクトを与えることになりそうだ。

ただし、中国政府は、石炭化学の立ち上がり期にある現時点から、無秩序な投資による非効率な小規模設備の乱立を警戒しており、メタノールとジメチルエーテルでは年産能力100万トン以下の設備の建設を原則認めない方針を打ち出すなど、ここへきて設備投資に関する規制を強化している。既述の通り、この先、中国国内において急ピッチで生産能力の増強が進められるうえ、コスト競争力が高い中東の石油化学プラントが立ち上がるにつれ海外から割安な化学品が流入が増える可能性もあり、需要が好調とはいえ中長期的に需給が緩和し、参入企業が工場稼働率や収益性の低下に見舞われるリスクが否定できないためである。

したがって、当業界では、大規模で技術が先進的、かつ環境に十分配慮した生産設備を建設できるような投資余力を持つ大手企業がマーケットをリードしていくことになりそうだ。

(2) 外資系企業にもビジネスチャンス

一方、こうした石炭化学の発展は、地元企業のみならず、日系をはじめとする外資系企業にとってもビジネスチャンスとなり得よう。中国石油天然ガス、中国石油化工、中国海洋石油の3大メーカーが圧倒的な影響力を持つ石油化学とは異なり、石炭化学はマーケットが勃興期にあるうえに石炭関連企業も比較的多数に分散している。このため、設備投資に関する規制が強化されるなかで石炭関連企業の資金ニーズが高まると予想されることも加味すれば、外資系企業が地元の石炭関連企業と組むことで参入する余地は大きいと思われる。実際、英BPや米セラニーズ、米ダウ・ケミカル、南アフリカのサソール等が地元企業と合弁で石炭化学プロジェクトを立ち上げている。

× × ×

中国において急拡大するエネルギー需要をどう賄っていくかが重要なテーマとなるなか、石炭化学はエネルギー不足の緩和にも資する有望なビジネスとなり得る。外資系企業も含めた参入企業の動きも一段と活発化することが予想され、今後が注目される事業分野の一つとなりそうだ。

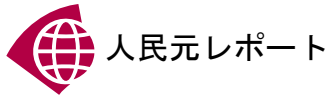
以上

(執筆者の連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王浩(日本語可)

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541



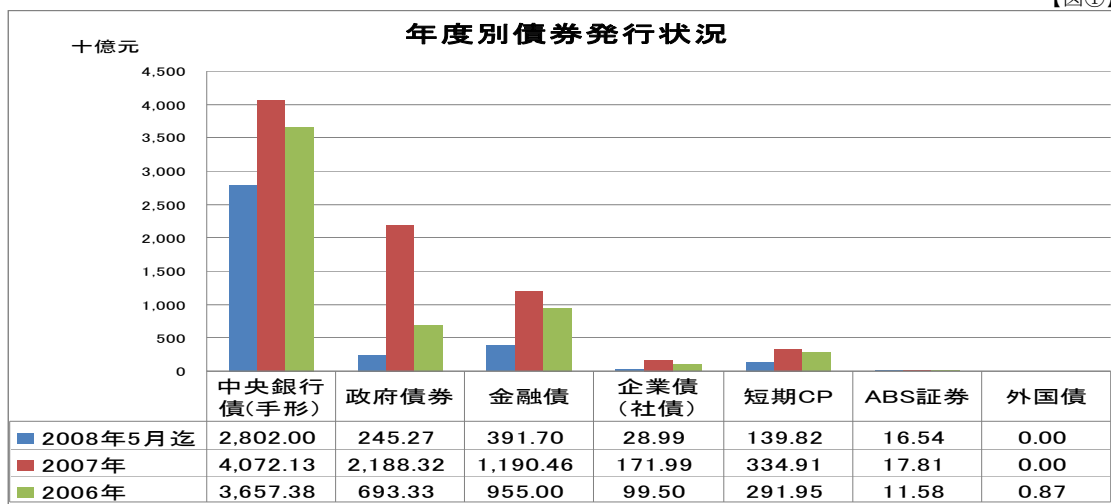
最近の中国債券動向～ABS 債券への影響～

三菱東京UFJ銀行（中国）
市場業務部
為替資金課長 田中 裕公

昨年来世界中を揺るがしたサブプライム問題を発端とした金融危機により欧米の銀行を中心にクレジット懸念が生じ、クレジットスプレッドは急激な拡大を見せた。また売上債権や貸付債券のキャッシュフローを裏付とした資産証券化商品であるアセットバック証券（ABS）などの取引も嫌厭される動きが加速、少なからず中国国内にも余波が及んだ。欧米各国中央銀行はクレジット危機の拡大を抑えるため流動性を市場に供給、これに伴い一部商品市況に資金の流入が起きたことから期待インフレ懸念が拡大しベトナムなどの小国には大きな影響を及ぼし始めている。一方で欧米ABS市場のクレジットスプレッドは落ち着きを見せ始めている。これに対し中国のABS市場でどの程度一連の影響が及んだか考察して見ることにする。

中国の債券市場は年々拡大傾向にある。特に財政赤字の拡大に伴い中国の国債の発行残高は増加を続け、政策銀行が発行する金融債と共に中長期債券市場では大部分の割合を占めている。また、2003年より公開市場操作目的として発行された中央銀行債(手形)は残高が急速に拡大しており、2007年の発行残高は4兆720億元、2008年は5月末迄で2兆8020億元と既に昨年の7割近い残高まで発行されており昨年の残高を上回るのには確実に見られる。

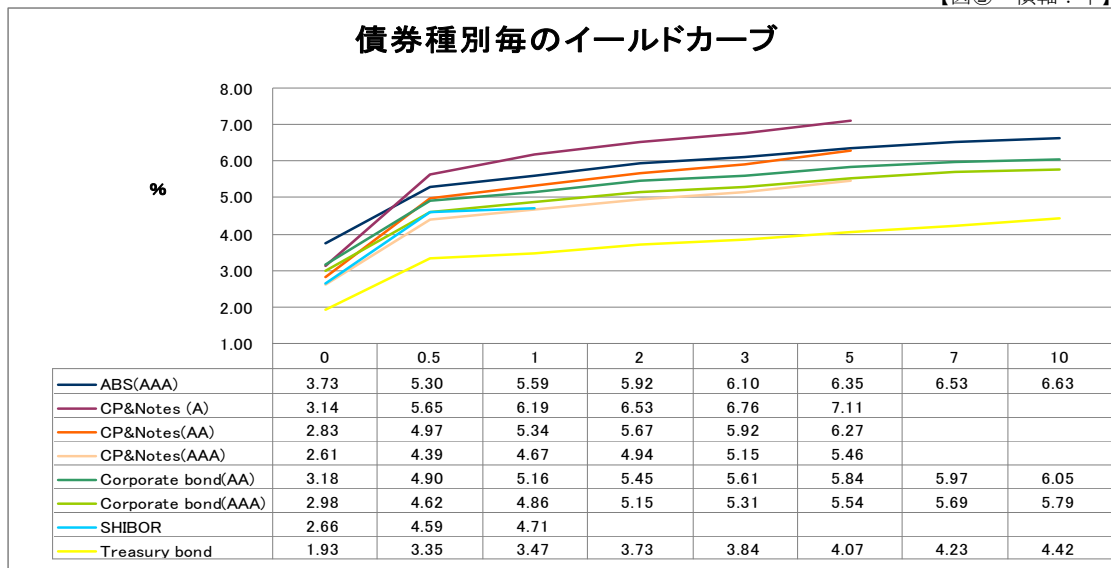
【図①】



出所) China Bond データより作成

中国人民銀行は2005年5月に「短期融資債券の管理弁法」を公布し、企業が発行する1年未満の債券(CP)を発行することを解禁。2008年3月に「銀行間債券市場非金融機関債務融資工具管理弁法」を発表し期間1年を撤廃した。また資産証券化商品については2005年4月に「融資資産証券化試験管理弁法」を公布し、最近では2007年12月に中国建設銀行が住宅ローンを担保とするモーゲージバック証券(MBS)を40億元発行。ABSについては今年に入り12銘柄165億元が発行されている。

【図② 横軸：年】

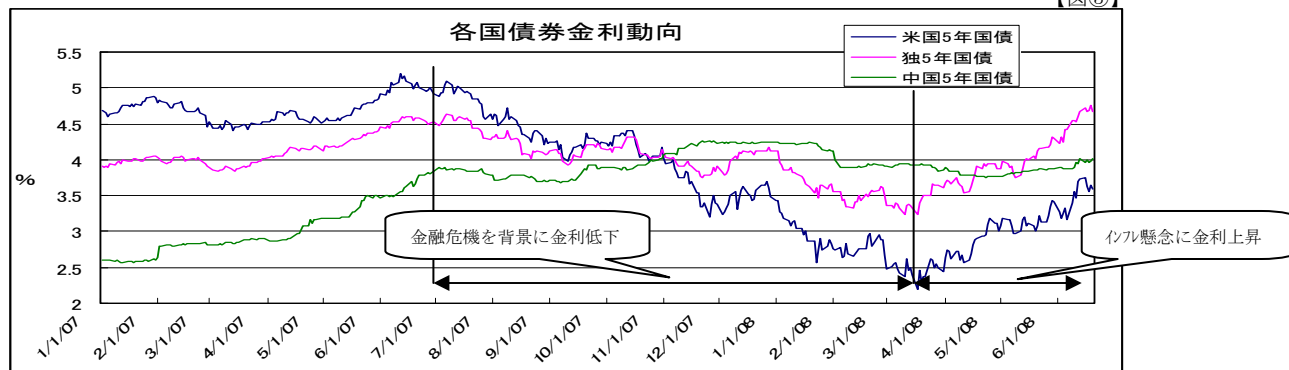


出所) China bond データより作成

(2008年6月20日付)

大手情報会社の集計によると2008年5月現在、大手金融機関の計上したサブプライム関連損失は合計で3792億ドル。うち米州域内では1673億ドル、英国/欧州域内では1923億ドル、アジア域内では195億ドルとアジアでの損失は5%程度である。その中でも中資系銀行では中国銀行の20億ドルを筆頭に中国工商银行や中信国際金融株式会社や中国建設銀行の名があるがいずれも10億ドルに満たず影響は軽微である。各国5年国債の金利動向を見ても金融危機がクローズアップされた昨年8月から今年3月までの金利低下局面では中国の債券動向への影響はほとんど見られなかった。その後はインフレ懸念が台頭し欧米金利は上昇局面に転じたが中国国債の金利上昇スピードは穏やかなものに留まっている。

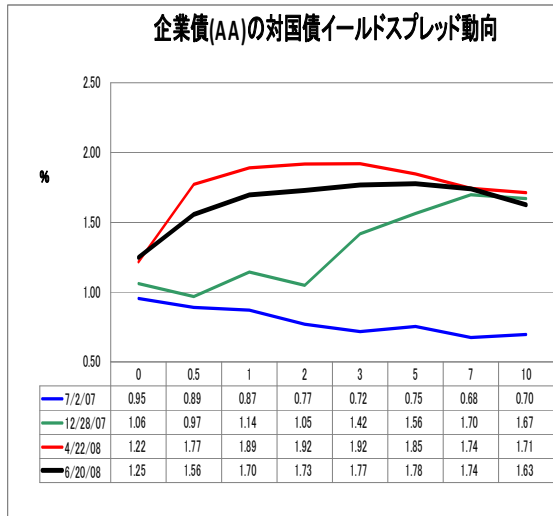
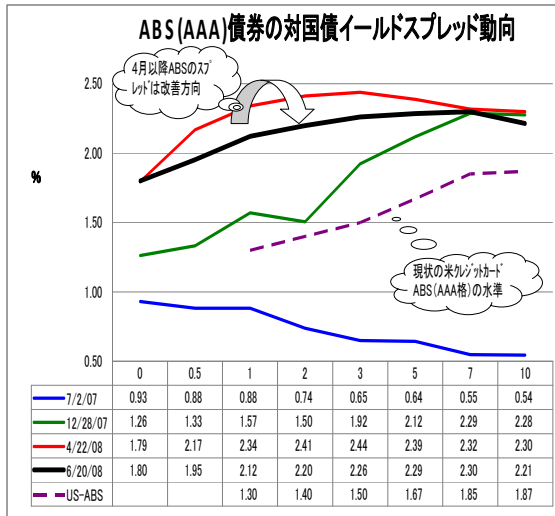
【図③】



出所) Bloomberg 社データより作成

しかしながら、クレジットリスクについては域内にも相応に波及した。下記は域内で発行されているトリプルA格のABSと国債の利回り差を比較したものである。欧米同様に2007年7月初旬にはダブルA格の企業債よりスプレッドが低かったトリプルA格のABSは期先物を中心にスプレッドが拡大。その後は短期もつられる形で上昇。10月以降ストラクチャー債券に対するクレジット懸念が生じると中国域内にも波及し12月にはダブルA格の企業債を大きく上回りスプレッドが拡大した。その後、今年4月にピークをつけた後は高止まりながらも若干改善の兆しを見せている。しかしトリプルA格の米クレジットカードABSのスプレッドと比較すると状況は異なっており、欧米中銀の流動性供給を受け低下傾向にあるスプレッドとの乖離幅は拡大している(【図④】参照)。

【図④ 横軸:年】



中国当局はマクロコントロールのために今年6回計3%におよぶ中銀預金準備率(現行17.5%)の引き上げを実施。上海A株が3000ポイントを割り込むなどインフレ沈静化に向けた影響が除々に出てきている。今後もインフレ対策を継続する姿勢は続くものと予想され金利は上昇傾向となろうが、域内のクレジットスプレッドは域外の影響を必要以上に受けた可能性があり低下に向かう可能性がある。

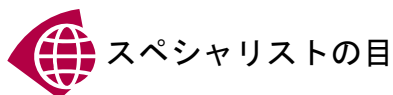
以上
(2008年6月20日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部

E-mail: hirokuni_tanaka@cn.mufg.jp

TEL: +86-(021)-6888-1666 (内線) 2940



投資:『中国ビジネス再構築』～事業絞込みの際のポイント・判断オプション

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (上海) 有限公司
戦略コンサルティング
シニアコンサルタント
窪寺 暁

まさかというべきか、ついにというべきか中国経済の変調が明確になってきた。中期的には大きく成長するというシナリオに変更は無いが、ここ数年で一端調整が入る可能性は大きくなったと著者は見ている。

日本企業にとってより現実的な問題といえるのは、輸出型企業のコストが採算割れのラインに達してきているということである。理由としては、元高、労働賃金の上昇、原材料高、それに外資系企業に対する優遇税制の減少、という多重のマイナス要因による複合的なものだろう。そして、この要因は、どれを見ても短期的に改善の方向に向かうことは無く、中長期・継続的なファンダメンタルズの変化であろうということも頭が痛い。

本稿では、上記のようなトレンドが中期的に継続すると考えた上で、対応すべき日本企業の『中国ビジネスの再構築』について記述したい。

中国ビジネスの再構築というと、統括会社をつくって効率化する、統一的人事制度を設定する、というような動きが見られる。確かに、それはそれで重要だろうが、より根本的なものは、どの事業で儲けるか、といういわゆる選択と集中の問題が先にくると考えている。そのため、以下では、事業選択に際しての考え方や、そのための具体策について、日ごろのコンサルティング経験からの示唆を行いたい。

1. 事業絞込みの際の留意点

絞込みについては、将来的に収益が見込めるのか？ を基準にして判断することになるのは、日本国内も中国事業も変わらない。中国では、法制度などの関係から結果的に1事業=1法人になっている場合も多く、現時点での採算は比較的明確に出ている場合が多い。また、企業ごとに事業が分かれていなくても、管理会計制度が発達した現在、数字のカウント自体はさほど大きな問題ではないだろう。それよりも問題は、事態を客観的に捉え、中国事業特有のマクロ環境・競争環境を踏まえた冷静な判断が下せるか、というところにあると思う。ここで重要なことは二つ。

(1) マイナス要因の冷静な把握

その一つは、将来の利益インパクトに対するマイナス要因を正確に捉えることである。まずは、上記であげたようなコスト要因の変化を、客観的に見込むことが必須である。為替や労働賃金の上昇のようなマクロ事象は、自社ではコントロールできない上、そのトレンドが継続することを前提としなければならないだろう。

また、自社ビジネスの単価下落も見落としてはならない。排他的な市場が存在する場合は別として、余程の新機軸が無い限り、激しい競争の中では常に価格ダウンを見越す必要がある。

(2) プラス要因の前提の健全性

もう一方は、売り上げを拡大するための投資を行うことができるのか、ということである。基本的に市場ニーズの把握が間違っていなければ(ここを間違っていたら計画を立てるまでも無い)、市場規模自体は拡大すると想定すべきである。ただし、その場合現状の人員・設備などオペレーションを提供する器も、相応に拡大していくことが必須である。この点、実は日本企業は非常に見込みが甘い。日本本社が増員なしに長年ビジネスを行ってきたからか、収支が苦しい事業に対して増員という絵が描きにくくなっている。そのため、現状組織がより高い力量を発揮して売上を増加させていく、つまり業務機構としての効率が理由も無く上がる、という非現実的なシナリオとなっている場合がある。(そのようなことができるなら、現時点でもできているはずである。実際には、そのシナリオを書いている本人も無理だと思っていたりする。)逆に、もし、全体投資金額の配分の問題から、当該事業に十分な戦力・資金力を割けない場合は、たとえその事業に見込みがありそうでも、思い切って整理せざるを得ないこともありえるだろう。日本企業にとっては、全ての事業が『生業』という意識が強く、なかなか事業を捨てきれないことも多いが、クリティカルマスに達しない中途半端なビジネスの温存は時間の無駄であろう。

2. 絞込みの際の判断オプション

実際の事業選択の際には固定化された判断は無いが、筆者の経験からすると、事業についての分析を行ったうえ、下記の4種程度に分類し、その後の展開を決定していくことが、理論上・実務上有効だと考える。ここでは、追加投資の必要性と、目線とする成長率で判断している。

(1) 大規模に経営資源を投入し、事業を拡大させる。期待成長率は年20~30%以上。

製品・サービスの供給体制が整っていないために事業機会を逸しているケース、あるいは、現状のビジネスプラットフォームを活用しながら新しいフィールドに打って出るケースがこれに当たる。後者は、今まで日本企業のニーズを中心としていた企業が、中国企業・消費者への市場に乗り出すいわゆる『内販転換』のような場合である。この場合は、追加投資分の資源回収はまだ先になるため、短期間では収益が悪化することも想定しなければならない。市場のニーズ対応や、競合に対する優位性確保に自信が持てる場合の判断である。

(2) 事業規模拡大のための最低限の投資を行い、なんとか市場についていく。期待成長率はGDPの拡大ペースと同じ年10%程度。

これは、年率10%と日本企業の成長率から見ると優等生ではあるが、中国ビジネスから見ると、あまり成功というレベルではない。(GDP成長は10%であるが、あくまでも平均が10%なのであり、成長市場は年数十パーセントの拡大ペースである。)しかし、その場合も、単価が自動的に上がっていくという想定をしなければ、数量ベースでの増加が必要であるため、本来一定の追加資源の投入は必要となる。

追加投資が少ない分、短期的な利益ベースで見ると最も好ましい選択肢となるが、中期的に見た場合は、本当の意味で中国の将来機会をつかんでいるとは言えない。もし、当該事業が中国で十分に育っており、成熟ビジネスのステージにあればこの選択肢は望ましいものといえるが、いまだ小規模の段階からこの選択肢を採用せざるを得ない場合は、いずれ、本質的にそのビジネスを検討しなければならない局面が来るといえるだろう。

(3) 現状のままの体制を維持し、追加投資は行わない。期待成長率は、マイナス 20%~0%程度。

逆に、もし、全体投資金額の配分の問題で、当該事業に十分な戦力・資金力を割けない場合は、たとえその事業に見込みがありそうでも、思い切って整理せざるを得ないこともありえるだろう。様子見の選択肢といえるが、基本的には手仕舞いの方向という意味合いとなる。実際に日本企業が多く選択しそうな選択肢がこれであろう。本来はこのようなモラトリアムは望ましくないのだが、日本企業の体質を考えた場合には実務上用意しておかなければならないだろう。そこそこ売上はあるのだが、なかなか黒字転換しない、あるいは、がんばっても売上が増加しない、などの事業の場合は実務的にはこの選択肢を採用する企業が多くなるだろう。

ただ、この場合は、明確な意思を持って選択しなければならない。ある意味、この選択肢は管理ポスト入り、ということで、一定期間内に事業不振の原因を明確にし、本質的に対応する戦略・施策を実行することをセットで決定する必要がある。逆に、場当たりに小規模な対策を打ち出すことは、避けなければならない。中国ビジネスで大きな失敗も成長もしないというのは、管理機構としては一定機能しているが本質的に市場ニーズに対応できていない、という場合が多い。これに対して、本社からのテンポラリーな人的支援や、会計上の操作による赤字幅縮小などの対症療法的施策を行ったとしても、顧客ニーズへの本質的な対応とは全く関係が無い。それどころか、根本的な問題点を明確に把握するということにおいては、全くの逆効果である。

多少余談になるが、このような状態では、内部人員のモチベーションも上がらず、発展性のない職場となり、有能な人材の引きとめも事実上困難である。その意味でも、この状態を長く続けることは難しく、3ヶ月、半年程度の短期間に次の意思決定を行うことが必要となろう。

(4) 現時点で撤退の判断を下す。

今後も黒字化の見込みがない、売上が減少傾向にあり改善のための対策がない、などの場合は、速やかに撤退の判断を下すことが必要である。例え、このビジネスでうまくいかなかったとしても、他にビジネスチャンスは存在するはずであり、折角育成された自社の中国人材を早めに他の事業に投入したほうが良い。

やや判断に迷うのは、その事業そのものはそこそこうまくいっているが、自社のコアビジネスとの整合性がない場合である。中国では、変化する目前のニーズを追っていくあまり、当初目的からは離れた事業内容となっていることも多々ある。日本人向けや、日本企業のみを相手にしたビジネスを展開し、本当の中国市場に踏み込めていない状態が続いている事業などは、この例である。この場合、多少もったいない気もするが、全社戦略への貢献がなくなった事業と考えられる場合、他社への売却や、現地法人幹部による MBO などのドラスティックな手段も想定した上で、一旦社外に切り離すべきだろう。

また、本来あってはならないのだが、実際の撤退判断では、一流企業としての体面、当時 GO サインを出した幹部への配慮、自身の任期中にマイナスの決断を行いたくないという先延ばし嗜好、といった要素が意思決定を歪めてしまっている例が多い。これについては、筆者は処方箋を提示することができないが、本格的な再建策が無い中で復活した日本企業の例は非常に少ないことはお伝えしておきたい。

(5) 追加投資をせず、現状維持という選択肢はありえない。

お分かりかと思うが、上記の四つの選択肢の中には完全な現状維持、つまり、追加投資をしないで、市場の一定のポジションを確保する、という選択肢は存在しない。日本市場のように、現有勢力のがんばりで市場シェアを維持というのは、(極小規模の事業を除いて) まずありえない。

投資資金がジャブつき、中国企業・欧米企業が利益度外視の競争を繰り広げているような中国市場では、ゲームに参加するだけでも非常に高いフィーが必要となることを理解しなければならない。

3. 最後に

本稿では、事業の絞込みにポイントを置いて記述したが、これはリストラをせよといっているのではなく、『有望市場を見定め、集中的に自社資源を投入すべき』という意味である。いままでは中国経済全体が急成長を続けてきたため、不調な事業についても七難隠す、というようなこともあったであろうが、最初にも書いたようにこれからは中国ビジネスは生き残り競争の色合いを強めてくると思われる。中国ビジネスを目指したころの初心にもどって、『最良の儲けかた』を検討すべきタイミングが間近に迫っているのではないだろうか。

また、本質的には事業再編は絞込みだけではなく、本社⇄現地法人間、現地法人⇄現地法人間でのシナジー発揮をどう行っていくか、ということも同程度の重要性を持っている。これについては、別途の機会に記述していきたい。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 (三菱日聯諮詢(上海)有限公司)

所在地：〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL：86-21-5888-3590 FAX：86-21-5047-2180

税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

Question :

新企業所得税法が施行されたことで、税効果会計を適用するにあたり、注意すべきことはありますか。

Answer :

税効果会計は、従来の中国企業会計基準では任意適用ですが、親会社への財務報告の際の国際財務報告基準適用により、適用時の影響額を算出する必要が出てきた企業も増えています。基本的な考え方、計算方法は2007年4月(15号)、5月(16号)で紹介していますので、そちらをご参照下さい。今回は、2008年1月1日から施行された「中華人民共和国企業所得税法」との関連で注意すべき点についてご説明致します。

1. 税率

税効果会計では、将来の納付税金を減少又は増加させる効果を持つ項目に対して、それぞれ繰延税金資産又は繰延税金負債を認識することになります。具体的な計算では、税務上の収益費用計上時期の相違により発生する一時差異に、差異解消予定年度の見込税率を乗じて計算を行います。既にご存知のように、新企業所得税法では、企業所得税は原則として25%となりました。従って、2008年度より税率25%が適用される企業は、税効果会計の際にも25%を適用することとなります。但し、別の税率が適用される場合は、各年度ごとに適用される見込みの税率を適用し、繰延税金資産負債を計算します。ハイテク企業認定を受けた企業は15%、経過措置により段階的に税率が上昇する企業は各年度の税率、二免三半減が適用される企業は適用後の税率を税効果会計の際に使用します。

2. 繰越欠損金

税効果会計適用の際に、将来の課税所得額を計画するタックスプランニングは不可欠です。現在繰越欠損金がある企業は、タックスプランニングにおいて繰越欠損金を利用するタイミング期間も見込む必要があります。中国では、欠損金の繰越期間は5年ですので、欠損金発生年度ごとに失効時期も考慮しながらどの程度の金額をどの年度に利用算入可能か計画します。特に、税率が年度により変動する企業は、繰延税金資産・負債額計算の際に影響がありますので、慎重な検討が必要です。

3. 一時差異

基本的に一時差異となる項目は旧企業所得税法を適用していた時と大きな相違はないと想定されますが、固定資産の減価償却規定の変更により、会計上採用する償却方法と税務上の償却方法に差異が発生すると、一時差異となります。また従業員の教育費について、新税法により損金限度額が設けられましたが、超過額は翌期以降繰越が可能であるため、一時差異が発生する可能性が

あります。一方で、新企業所得税法により、損金算入限度額が設定・強化された広告宣伝費、交際接待費等は限度超過額について翌期以降も損金算入が認められないため、一時差異とはなりません。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

Question :

四川大地震への公益性寄付に対する税務処理について教えてください。

Answer :

2008年5月12日、四川省汶川県でマグニチュード8.0の大地震が発生しました。これによる人的、また財産損害は多大なものです。被災地救援活動支援のため、国内の多数の企業が被災地に向け、義援金や救援物資の寄付を行なっています。5月19日、財政部及び国家税務総局は合同で『地震救済及び震災後の再建に関する税收政策実行に関する通知』、即ち財税[2008]62号(以下は「62号」と略す)を公布しました。当該通知では、現行の税收法律法規における地震救済及び震災後の再建に適用する優遇税制について、更なる説明がなされています。本号では、新企業所得税法及び62号の角度から、企業の公益性寄付に関する税務処理について検討致します。

1. 公益性寄付

62号の規定に基づき、企業で発生する公益性寄付は、企業所得税法及びその実施条例の規定に基づき、課税所得を計算する際に控除できる、と規定されています。新企業所得税法及びその実施条例の関連規定によると、企業の公益性社会団体又は県レベル以上の人民政府及びその部門を通じた公益事業用の寄付のみが、課税所得税を計算する際に控除できる、と規定されています。実施条例においては、公益性社会団体に対する基本的要件が限定され、同時に国务院財政、税務主管部門が国务院民政部門などの登記管理部門と規定するその他の要件に合致しなければならないとも規定されています。

現在、財政部及び国家税務総局は新税法の下での要件に合致した公益性社会団体のリストを公布していませんが、旧税法下で合致した公益性社会団体は、新税法の関連規定に合致する、というのが一般的な見方です。これらの公益性社会団体には、中国赤十字会、中華慈善總會及び中国青少年發展基金会などが含まれています。

2. 公益性寄付控除限度

新企業所得税法及びその実施条例の規定に基づき、企業で発生する公益性寄付支出は、年度利益総額の12%を超えない部分を控除できると規定されています。その年度利益総額とは、企業が国家統一会計制度の規定に従って算定した年度会計利益を指します。

3. 税前控除申告書類

『財政部、国家税務総局の公益性寄付に対する税前控除政策及び関連の管理問題に関する通知』(財税「2007」6号)に基づき、納税者が公益性寄付に対する税前控除の申告を行う前に、以下の書類の提出が必要であると規定されています。

- 1) 寄付を受ける、又は再寄付を行う非営利の公益性社会团体、基金会の寄付金税前控除資格の証明資料
- 2) 寄付金税前控除資格を有する非営利の公益性社会团体、基金会、県又は県レベル以上の人民政府、及びその部門から発行された公益性寄付金の領収書
- 3) 主管税務機関が要求するその他の書類

4. 実物寄付に対する処理

新企業所得税法実施条例の第 25 条の規定に基づき、企業が貨物、財産、役務を寄付又はその他用途に使用する場合、貨物の販売、財産の譲渡、又は役務の提供があったと見なす、但し国務院財政、税務主管部門の別途規定がある場合を除く、と規定されています。当該規定に基づく、寄付企業は上記の範囲内の寄付を「見なし販売収入」として処理しなければならない、ということです。

実施条例においては、「見なし販売収入」を原価または市場価格をベースに算定するかについて明確にされていません。企業が対応する「見なし原価」や「見なし費用」を控除できるかについても、明確にされていません。従って、当該規定により寄付企業の課税所得を増やす可能性があります。

しかし、当該「見なし販売収入」規定に対し、今後財政部、国家税務総局が除外状況についての別途規定を公布する可能性があります。地震救災には様々な寄付が必要な為、全ての種類の実物寄付に適用するというわけではありませんが、当該地震に係る実物寄付に対しては、政府が新しい政策を公布し、「見なし販売収入」を免除することが、多数の企業に望まれています。

注意すべきは、62号において、企業で発生する公益性寄付支出に対し、企業所得税法及びその実施条例の規定に基づき課税所得から控除することについて、重ねて言明されただけで、企業の寄付を奨励するために新しい政策を実施するというわけではない、という点です。

上記の通り、新企業所得税法の下では、公益性寄付について明確にされていない部分があります。「見なし販売収入」に対する規定は、実物寄付を行なおうとする企業にマイナスの影響を与える恐れがあります。国家利益のため、寄付を行なおうとする企業への影響を緩和する新政策の公布が期待されます。

また、政府部門が公益性寄付に係る 12% という控除限度を廃止し、企業が課税所得を計算する際に、公益性寄付を全額控除できることも期待されています。それによって、企業が地震救災のために更なる援助を行うことを奨励することができます。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)
プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23238888
Fax : 86+21-23238800

人事: 変革期の中国における人事現場の課題と現状 — 福利厚生制度と手当 ② —

Pasona Group

本号では、前回に続きパソナグループの「福利厚生調査」を元に、中国人従業員に対する「食事手当、語学手当、住宅手当」について日系企業の実態と今後の課題を考察します。福利厚生調査の実施概要と回答企業属性は巻末にご案内しております。

1. 食事手当

食事手当（昼食手当）は中国における特徴的な手当のひとつとして知られ、図1のとおり製造現場（工場）に限らず、オフィス勤務であっても40%以上の企業が昼食手当を付与している結果となりました。

図1 食事手当有無

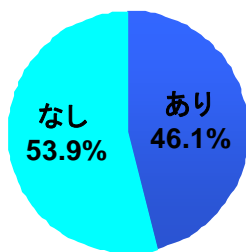
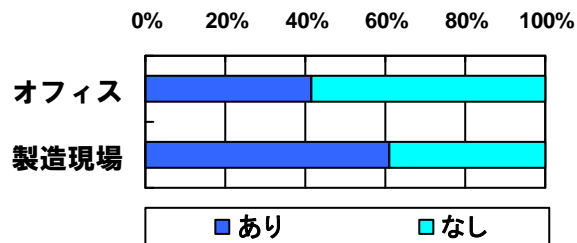


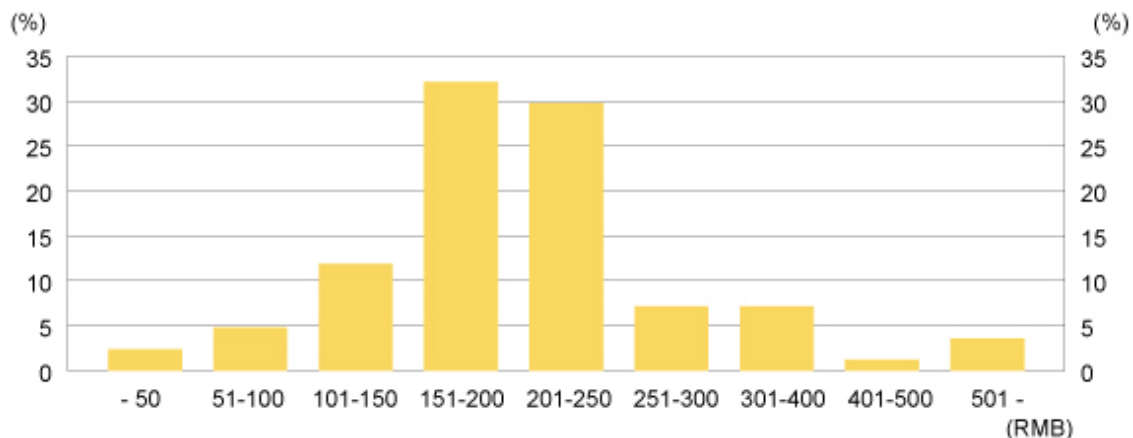
図2 事業所タイプ別食事手当



従来から中国の多くの国営企業では給与としての現金収入が抑えられている反面、職員は手厚い福利厚生によって一定の生活が保障されていました。衣料品、食品など勤務や生活に必要な物資が「現物支給」される事も多く、通勤費、昼食等は勤務に不可欠な費用として企業が負担するのが一般的となっています。そのため中国に進出した外資系企業においてもこのような社会背景を考慮し、昼食代または現物を支給する傾向にあります。高度経済成長により処遇格差が拡大した結果、一部の高所得従業員に対しては一日あたり10元前後の昼食代はもはや生活保障の意味はありませんが、多数の一般職員にとっては未だに生活を支えるための重要な手当であり、現在も多くの企業が継続して付与しているのが現状です。

付与額は図3のように、月額200元前後、一日あたり7元～12元が大半を占めています。

図3 食事手当額（月額）



これは都市部でのごく庶民的な昼食弁当の相場でしたが、昨年来の食料品物価の急騰による昼食代値上がりの為、手当額を改定する動きもみられます。

一部回答では500元以上が支給されていますが、これは給与補填としての意味を含んでいると推測されます。

2. 日本語手当

従来、日系企業の人材登用は日本語人材が中心でしたが、現地化が進んだ組織や、国内消費市場向けの事業体においては、語学力を必要としない人材の登用機会も増加しています。組織規模が拡大し、人事制度が整備され、職種や職位による給与テーブルの構築が進んでくると、付加価値のついた日本語人材の給与が全体の給与バランスを崩すことも少なくありません。そこで一部企業では日本語を必要とする職種や人材に対して「日本語手当」という形で、給与格差を調整する方法がとられています。

図4は、地域別に見た日本語手当の有無です。全体平均では手当付与企業は27.1%となり、昨年より4.3%上昇する結果となりました。地域別では、日本語人材の希少価値が高い華南地区ほど、高い付与率となっています。

図4 日本語手当の有無/地域別 (左) および全体平均 (右)

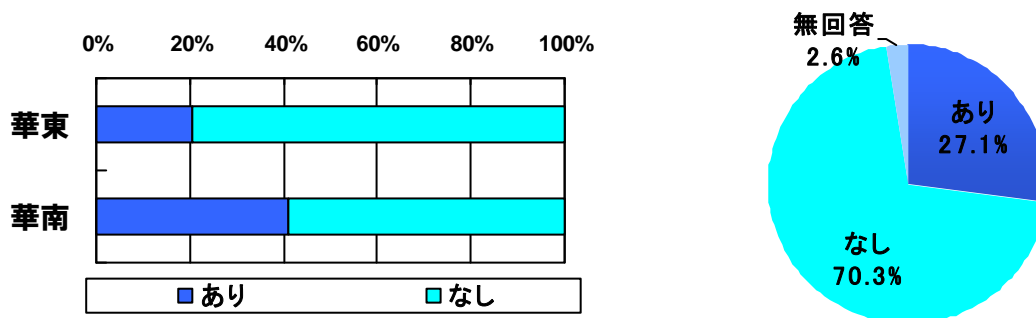
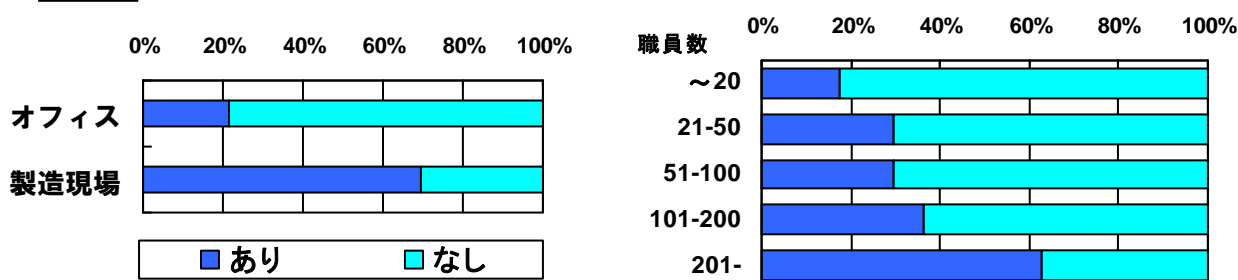


図5. 事業所タイプ別の分類では、製造現場での導入率が圧倒的に高いことから、技術系日本語人材への適用が主流であることがうかがえます。

図5 日本語手当の有無/事業所タイプ (左) および規模別 (右)



手当額は、図6のような結果となりました。全サンプルの中央に位置する中央値（1級 500 元、2級 300 元）は、サンプル中にも最も高い頻度で見られ、現在の一般水準であると言えるでしょう。一方、最大値付近には 3000 元、2500 元とかなり高額な回答グループも存在しますが、このようなケースの中には、特定管理職への付加価値処遇や、合弁企業等で基本給与の調整が難しい場合に手当を活用している場合が含まれます。

図6 レベル別日本語手当額

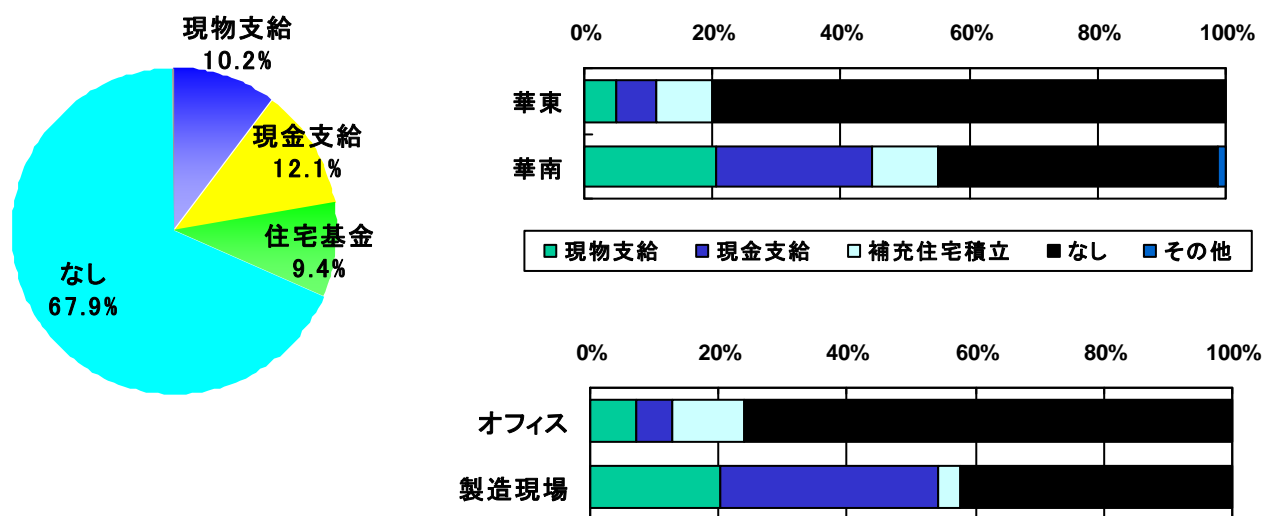
	最小値	中央値	最大値
日本語 1 級	100 元	500 元	3000 元
日本語 2 級	50 元	300 元	2000 元

近年、人事管理が成熟するのに伴い、日本語能力が必要な職種と語学力不要の職種が明確になり、適材適所の人材活用が意図されるようになってきています。職種別に必要な語学能力を定義することで、語学能力による給与格差を織り込んだ職種別の給与テーブルが構築可能となるわけですが、現実的には語学レベルの差があったり、同職種でも一部職員にのみ語学が必要だったり、完全に語学力を吸収した職種別給与体系の構築は容易ではありません。そのため給与格差につながりやすい日本語能力に関しては、今後も語学手当の活用範囲は広いと思われます。

3. 住宅手当

本項目は、法定福利制度としての住宅積立（公積金）以外の「住宅関連補助」有無を意味します。今回の結果では、全体平均 68%が「補助なし」となりましたが、内訳ではエリアや事業所形態により大きな格差が見られました。地域別では華南地区での付与率が 55.8%と高く、地元以外出身者の多い地域特性が表れています。また事業形態別では郊外に集中しやすい製造現場の付与率が華東、華南共に高く 57.6%の企業で手当を実施しているという結果になりました。

図6 法定福利以外の住宅手当（全平均、事業所タイプ別、地域別）



住宅手当の全体的な付与率が高いとは言えませんが、一部の例として従業員の定着促進や、管理職への特別福利として、積極的に特別手当を活用するケースが増加しています。近年顕著なのは、オフィス勤務者に対する法定以外の「補充住宅積立て」ですが、中には幹部職員や長年勤続した社員に対して、数十万円という住宅取得のための一時金を支払うケースもあります。

高度経済成長の渦中で住宅取得が個人の人生設計に大きな意味を持つのは、日本も中国も同様であるものの、ここ数年の不動産高騰により大都市圏では一般職員による住宅取得が容易ではなくなっています。前述のような住宅取得に対する各種補助の充実は、世相を反映したコア社員獲得とリテンションのための福利施策のひとつと言えるでしょう。

今回は休暇制度についてレポートをいたします。

【パソナ福利厚生調査 2008】

調査実施日： 2007年11月～12月

調査対象： 中国進出 日系企業

調査方法： WEB アンケート調査

有効回答： 全土 266社 (華東：168 華南： 89 華北：9)

回答企業属性：

進出形態 独資 69.2% 合弁 11.7% 駐在員事務所 17.3% その他 1.8%

従業員数 20人未満 47.4% 21～50人 16.5% 51～100人 10.5% 101～200人 12.8%
201人以上 10.5% NA 2.3%

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL : 86-21-5382-8210 FAX : 86-21-5382-8219

E-mail : pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL : 86-20-3891-1701 FAX : 86-20-3891-1702

E-mail : jsqz@pasona.com.cn

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 TEL : 86-10-8518-7172 FAX : 86-10-8518-7173

E-mail : beijing@pasona.com.cn

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL : 03-6214-1571 FAX : 03-5200-3077

E-mail : info@pasona-global.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發區出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新區長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新區陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホリデイインクワンラサ)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新區陸家嘴環路1233号 匯亞大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。